

発行所:KC's 事務局〒540-0024 大阪市中央区
南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 5 階 502 号室
TEL:06-6920-2911 FAX:06-6945-0730
Email:info@kc-s.or.jp

より詳しくご覧になりたい方は
当団体ウェブサイトへ。→
<https://www.kc-s.or.jp/>



合同会社ユー・エス・ジェイに対する差止請求訴訟に係る大阪高等裁判所 2024年12月19日判決について（請求棄却）

合同会社ユー・エス・ジェイに対する消費者契約法に基づく不当条項
使用差止請求訴訟事件について、2024年12月19日、大阪高等裁
判所にて判決言渡しがありました。

裁判所は当団体の請求を棄却しました。判決では、消費者契約法第1
0条に関し、一部、一審の示した解釈を変更したものの、当団体の主張
を十分に認めるには至らず、**当団体は高裁判決を不服として、2024
年12月27日、大阪高等裁判所に上告状、上告受理申立書を提出しました。**



1. 経過

合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパン（以下「USJ」といいます。）の「WEBチケットストア利用規約」には、チケットのキャンセルを一切認めない「キャンセル不可条項」と転売を禁止する「転売禁止条項」の二つの条項があります。そのことにより、誤購入でチケットが不要となったり、アクシデント等で入園不可になったりした場合、購入者の代金の回収が不可能になるとして、消費者契約法第10条による規約の差止めを求め、2019年10月16日、大阪地裁に差止請求訴訟を提起しました。2023年7月21日に請求棄却の一審判決が言い渡され、その判決を不服として2023年8月3日大阪高等裁判所に控訴したものです。

2. 当団体の見解

転売禁止条項で「債権譲渡契約である」と認め、10条前段該当性を認めたことは10条違反の判断に至る前進として認めることができます。

しかし、この判決は消費者の利益擁護という観点で、大きな問題をはらんでいると言わなければなりません。とりわけキャンセル不可条項に関し「無名契約に近いものであるとして10条前段該当が認められなかったことは、いわゆる悪質商法の多くも無名契約と判断されうるものであることから、救済に道を閉ざすことに直接つながる危険性があります。

転売禁止条項が高額の転売を防ぐことで消費者の利益につながっているとして10条後段性が認められなかったことも、当日たまたま行けなくなったチケット購入者にすべての責任を押し付けるものであり、「転売禁止」を謳えばどんな権利制限も認められることにつながってしまいます。



消費者契約法第10条

消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、**民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。**

前半の赤字に該当するかどうかを「10条前段該当性」、後半の青字に該当するかどうかを「10条後段該当性」といいます。

楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2024 開催報告

大阪府消費者フェア（主催：大阪府消費生活センター・大阪府消費者フェア2024実行委員会）は、多くの消費者の方々に消費者問題についての理解を深めていただくことを目的として、消費者団体及び事業者団体、行政等が連携して、消費生活に関する様々な情報を提供するイベント

で、当団体も実行委員として参加しています。今年度は10月26日（土）11時から15時まで、大阪府の咲洲庁舎1階のフェスパにて開催され、消費者団体19団体、事業者団体・行政26団体が出展、会場参加者は延べ2,115名、ウェブ閲覧者数は1,847名となりました。



今年度のテーマは『楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2024～人に、環境に、社会に「やさしい」を見直そう～』です。KC'sも参加した実行委員会（12団体）で話し合っ、大阪府消費者フェアに参加して、「人に、環境に、社会にやさしい行動」を見直すきっかけにいただければという思いが込められています。

会場では、「ステージコーナー」「啓発コーナー」「体験コーナー」を設けられ、消費者団体による活動紹介や日頃の研究成果のパネル展示、手づくり作品のコーナーや事業者団体・行政等による体験コーナーなどが取り組みました。「ステージコーナー」では、参加した消費者団体及び事業者団体・行政の団体紹介をインタビュー形式で行いました。そのほか、もずやんと記念撮影タイム、大阪府警察生活安全指導班による消費者トラブル寸劇、消費生活O×クイズが行われました。

「啓発コーナー」では、消費者団体及び事業者団体・行政等が調査・研究した消費生活に役立つ情報の展示・紹介がありました。

「体験コーナー」では、空き瓶・ペットボトル・牛乳パックなど身の回りにあるものを使ったエコ工作や手芸等がありました。

また、ウェブ開催は、10月18日（金）から11月11日（月）までの間、参加団体の活動紹介などのウェブプログラムが配信されました。

当団体は、「ステージコーナー」の団体紹介インタビュー、「啓発コーナー」の消費者団体訴訟制度を紹介するパネル展示、ウェブ開催の当団体活動紹介で参加しました。

2024年度京都消費者問題セミナー 開催報告

2024年12月10日（火）10:00～12:00、2024年度京都消費者問題セミナーをオンラインにて開催して、89人の参加がありました。

このセミナーは、消費者問題の啓発と適格消費者団体の紹介を目的として毎年開催してきました。主催は、京都府、NPO法人コンシューマーズ京都、適格消費者団体 NPO法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN）、京都生協、京都府生協連、消費者支援機構関西（KC's）です。京都市が後援しています。



このセミナーは、主催団体より実行委員を選出して実行委員会を立ち上げ、企画について話し合っ開催しています。今年度は「デジタル時代に求められる消費者力とは？～だましの手口と消費者心理～」をテーマとして、西田公昭氏（立正大学心理学部 対人・社会心理学科教授）を講師にお招きしました。その後、パネルディスカッションを行いました。

全体の進行は、コンシューマーズ京都・溝内啓介事務局長が務めました。

西田先生の講演では、ひとはなぜだまされるのかという切り口から、ひとはそもそもだまされやすい、繰り返される詐欺の手口、だまされるとき消費者の心理、消費者被害に遭わないために注意することなどについて、お話いただきました。

パネルディスカッションでは、KCCN・増田朋記事務局長（弁護士）がコーディネーターを担

当し、パネリストとして、西田公昭先生、KCCN理事・消費生活相談員の森順美さん、KC's理事・事務局長の小林紀久子が登壇しました。森さんからは最近特に増えている京都府内の消費者トラブル事例の紹介、増田弁護士からはKCCNの活動紹介、小林からは特定格消費者団体・適格消費者団体について、消費者庁の消費者団体訴訟制度「COCOLiS」(ココリス)を紹介しながら報告しました。そして、それぞれの立場から現状と問題点、意識を変えていくにはどうすればよいかなど、話し合いました。

全体をとおして、情報リテラシーを養う意識を持つこと、日頃から訓練、体験をしておくこと、トラブルにあったときは一人で悩まず相談すること、今後も社会全体で考えていく課題であることを学びました。

株式会社ライズに対して、「再申入書兼再々お問合せ」を送付し、それに対する「回答書」を受領しました。

当団体はスポーツジムを経営する株式会社ライズに対して、ホームページ上の記載や、契約条項の記載に関して、2024年3月28日に同社へ「申入書兼要請書」を送付し、4月26日付けで同社より「回答書」を受領しました。

さらに「回答書」の内容について詳しく確認するための「再お問合せ」を7月31日に送付したところ、同社より、8月30日付けで「回答書」を受領しました。



「回答書」の内容を検討した結果、再度の申入れと、同社の対応を確認する必要があることから、12月27日に同社へ「再申入書兼再々お問合せ」を送付しました。それに対して、同社より1月25日付けで「回答書」を受領しました。

JNTLコンシューマーヘルス株式会社に対して「ご連絡」を送付し、それに対する「回答書」を受領しました。

当団体は、洗口液「リステリン」の商品ラベル等の表示における、「殺菌力」「マウスウォッシュ売上」「No. 1」といった文言は、消費者の誤認を招くおそれがあると考え、JNTLコンシューマーヘルス株式会社（以下「同社」といいます。）に対し、2023年8月28日付けで申入を行いました。それに対する回答では、ラベル等の表示を見直し、出荷時にはラベル等が見えないように対応するとのことでしたが、当団体が調査したところ、



対応が不十分と見て、2024年3月28日付け「要請書」で改善を求めました。それに対する会社からの回答は計画を前倒しで進めるとのことでしたが、当団体が再度調査したところ対応がなされていないと見られることから、進捗状況を確認する「ご連絡」を12月26日付けで送付しました。それに対して、2025年1月24日付けで回答を受領しました。

株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、中止イベントのチケット代金の返金を求めた被害回復訴訟ならびに、チケット規約・差止請求訴訟にかかる期日が行われました。

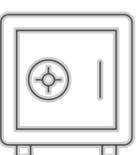
当団体は、株式会社スターリーナイトカンパニーに対して、2021年12月に一方的に中止されたイベントについて、債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める被害回復訴訟を大阪地方裁判所に提起しています。この裁判手続について、第13回が2024年12月26日に、第14回が2025年1月31日に、第5回が同年3月7日に行われました。



また会社は現在もなお、イベント中止の場合でも参加者（消費者）にはチケット代金の返金をしないという不当な内容のチケット規約の使用を継続していることから、当団体は、違法な規約等の差止請求を行う団体訴権を持つ「適格消費者団体」として、2024年3月28日に会社に対し規約の一部使用停止を求める差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。

この差止請求訴訟の裁判手続についても、第5回が2025年1月20日に、第6回が同年2月26日に行われました。

株式会社八十二銀行が発表した顧客個人情報の漏洩事件について、同行およびアコム株式会社に対し、「お問合せ」を送付し、「回答書」を受領しました。



当団体は、特定適格消費者団体として、株式会社八十二銀行が2024年10月16日付けで発表した「業務提携契約先出向者による出向元への個人情報の漏えいについて」に記載された内容について、同行、及びアコム株式会社に対して、消費者裁判手続特例法に基づく権限行使の要否等について参考にするため、2025年1月8日付けで、両社に対し「お問合せ」を送付しました。両社より、2月3日付けで「回答書」を受領しました。

株式会社ラドルチェに対する共通義務確認訴訟の期日が行われました。

当団体は脱毛サービスを提供していたエステティックサロンを運営する株式会社ラドルチェに対する、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟を行っています。この裁判手続き（期日）が、第8回が2024年11月29日に、第9回が2025年1月15日に行われました。

第10回は同年3月26日（水）13時15分からであり、判決が言い渡される予定です。



生命保険協会と当団体との意見交換会が開催されました。

1月16日（木）、一般社団法人生命保険協会と当団体との意見交換会が開催されました。当団体からは理事の他、弁護士、司法書士、相談員、消費者の方が参加しました。協会からは最近の取組などを紹介いただき、コンプライアンス・リスク管理への態勢や、銀行窓口販売による外貨建保険、高齢者対応のガイドラインなど、最近の生命保険の現況や課題への対応などについて意見交換を行いました。



消費者庁長官に対し、特定適格消費者団体への情報開示に関する要望書を提出しました。

当団体は、消費者庁より2019年3月29日に「不当景品類及び不当表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令」が行われた株式会社モイストの返金措置に関して、消費者庁が作成し保有する行政文書の開示をもとめてこの間やりとりを行っておりましたが、当団体としては開示時期、開示内容など不十分であると考え、2025年2月3日付けで消費者庁長官宛の要望書を提出しました。



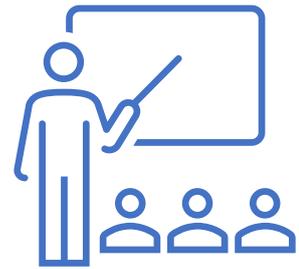
国の「第5期消費者基本計画」に対する意見を提出しました。

当団体は、2025年1月23日、国の第5期消費者基本計画に対する意見を提出しました。

消費者基本計画には、適格消費者団体を始め、地方消費者行政、消費者被害への対策等、消費者に関する項目について幅広く記述されています。今回、こうした施策をさらに促進する内容とし

て、以下の6点にわたり意見を提出しました。

- ①デジタルリテラシー確保に向けた教育体系の整備
- ②地方消費者行政に対する財政措置
- ③適格消費者団体への支援
- ④事業者と消費者とのコミュニケーション事業への支援
- ⑤特定商取引法の改正
- ⑥消費者団体訴訟制度の実効性確保のための支援



MoriLabo4商品を販売したエステー株式会社に「再お問合せ」を送付しました。

当団体は、消費者庁がエステー株式会社に措置命令を行った案件につき、2024年8月5日付けで同社に「お問合せ」を送付し、同年9月10日付けで「回答書」を受領していましたが、2025年2月28日付けで、同社に対し、当「回答書」以降における同社の購入消費者への対応状況、また購入消費者への今後の対応方針について確認するため、「再お問合せ」を送付しました。

当団体では、引き続き、当該 MoriLabo4商品を購入された消費者に、同社「お客様相談室」に問い合わせをされるよう呼びかけます。

消費者庁による措置命令について

消費者庁は2024年4月25日、同社に対し、同社が販売していた MoriLabo4商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1項(優良誤認)に該当）であるとして、措置命令を行いました。

同社は、これら対象商品を使用することで、トドマツ精油の香りの成分が、浮遊するスギ花粉を含む花粉をガードする効果、スギ花粉をコーティングすることによりアレル物質の働きを低減する効果等が得られる、といった表示をして販売していましたが、消費者庁は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料が提出されなかったとして、上記措置命令に至ったものです。

